

重度障がい者（児）医療費公費負担事業（助成対象の拡大）について

1 目的・仕組み

- 重度障がい者（児）に対し、医療費の一部を助成することにより、重度障がい者（児）の保健・福祉の増進、経済的負担の軽減を図るもの。昭和 50 年度より実施。
- 市町村を実施主体として、県から市町村に対し、経費の 1/2 を補助。
- 自己負担額（月額）は、入院 1,000 円、外来（通院）500 円。

2 助成対象者

- (1) 身体障害者手帳 1 級又は 2 級
- (2) 重度の知的障がい者（療育手帳 A）
- (3) 身体障害者手帳 3 級かつ中度の知的障がい者（療育手帳 B1）
- (4) 精神障害者保健福祉手帳 1 級（精神科入院を除く）

※ R7.10 月より対象に追加。

※ 各自治体の実施状況や、関係者からの要望等踏まえた対応。

※ 昨年度より、関係機関と連携しながら準備を進めてきた。

- ・ 市町村に対するアンケートや個別ヒアリング、説明会
- ・ 審査支払機関（国民健康保険団体連合会等）との意見交換
- ・ 医療機関等への周知・啓発
- ・ 各市町村においては、それぞれの実情に応じて、条例改正やシステムの改修（予算措置含む）など対応。

3 R7 年度当初予算額

1,275,289 千円

【参考】助成額の推移

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
金額 (百万円)	1,065	1,031	1,062	1,133	1,114	1,186	1,135	1,276